

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月十六日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

### 奈良県人事委員会規則第七号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表福祉職給料表の項中「掲げる職員」を「掲げるもの」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 ことも家庭相談センターに勤務する児童指導員

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料表の適用範囲に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。